

社会福祉法人永寿会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人永寿会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）・評議員及び評議員選考、解任委員（以下、「役員等」とする。）の報酬等について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬・通勤費・旅費を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬、旅費を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬については、別表1（常勤役員等の報酬）に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第15条の規定に準ずる額
- (3) 旅費については、職務のため出張したとき、役職員旅費規程に基づきを支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号により報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬については、別表2（非常勤役員等の報酬）に定める額
- (2) 旅費については、会議に出席又は職務のため出勤（出張）したときは、役職員旅費規程に基づき支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には、職員としての執務時間中の役員業務従事に対しては、役員等報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次の各号による。

- (1) 常勤役員等の報酬については、職員給与規程を準用する。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬並びに旅費については、会議に出席又は職務のため出勤（出張）の都度、支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年6月11日から施行する。